

受付番号

事業所名 ()

受付日(確認日) 令和 年 月 日

指定障害福祉サービス事業所指定チェックリスト ※令和2年1月～
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

1. 申請書類

県
確認
欄
法人
確認
欄

- 1 申請書
- 2 (別紙) 障害者総合支援法において既に指定を受けている事業等について、他の法律において既に指定を受けている事業等について(該当のみ)
- 3 付表I
- 4 登記簿謄本
- 5 平面図、写真、位置図
- 6 設備・備品等一覧表
- 7 建物賃貸借契約書の写し(賃貸の場合のみ)
- 8 管理者の経歴書
- 9 サービス提供責任者の経歴書
- 10 実務経験証明書、資格証(必要な職種のみ)
- 11 運営規程
- 12 重要事項説明書
- 13 苦情解決措置の概要(参考様式6)
- 14 主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)(主たる対象者を特定する場合のみ)
- 15 勤務体制・形態一覧表(別紙2)
- 16 道路運送上の許可証(写し)
- 17 損害保険証書の写し(内容が分かる資料)
- 18 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式8)
- 19 指定書の写し(指定更新のみ)
- 20 介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書

2. 人員に関する基準

1 管理者

- 事業所ごとの常勤者。
当該事業所又は同一敷地内にある事業所・施設等の職務に従事することも可。
(サービス提供責任者との兼務可、介護保険の管理者との兼務可)

2 サービス提供責任者(介護保険との兼務可)

- 規模に応じて常勤換算1人以上
 - ア 従業者の数が10人またはその端数を増すごとに1人以上
 - イ 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間またはその端数を増すごとに1人以上(450時間を越えていても、従業者の数が10人以下であれば1人で足りる)
 - ウ 利用者数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ※居宅介護のサービス提供責任者要件(次のいずれかに該当)
 - 介護福祉士
 - 居宅介護職員初任者研修修了者(3年以上の実務経験)(減算有)
 - 居宅介護従業者養成研修1級、2級(3年以上介護等の実務経験が必要)修了者
 - 介護職員実務者研修、基礎研修修了者
 - 訪問介護員養成研修1級、2級(3年以上の実務経験)修了者
 - ※重度訪問介護は居宅介護同様(居宅介護指定の場合、みなして指定できる)
 - 居宅介護と同
 - ※同行援護を行なう場合(次の要件のいずれかを満たす)
 - ①及び②のいずれにも該当

- ①介護福祉士、介護職員実務者研修課程、初任者研修、基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級、居宅介護職員初任者研修(3年以上介護等の業務に従事した者)の修了者
- ②同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程修了者
- ※②に相当するものと認める研修

社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修

- 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者またはこれに準ずる者
- ※行動援護を行なう場合
- 行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を要件として、知的障害者(児)または精神障害者に対する介護等の実務経験が3年以上必要
- 居宅介護(訪問介護員~研修除く)の要件に加え、知的障害者(児)または精神障害者に対する介護等の実務経験が5年以上(令和2年度までの経過措置)

3 サービス提供職員 常勤換算2.5人以上 (サービス提供責任者を含むこと可能)(介護保険との兼務可)

※居宅介護(次のいずれかに該当)

- 介護福祉士
- 居宅介護職員初任者研修修了者
- 居宅介護従業者養成研修1級、2級、3級(減算有)修了者
- 介護職員実務者研修、初任者研修、基礎研修修了者
- 訪問介護員養成研修1級、2級、3級(減算有)修了者
- 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者(減算有)
- ※通院介助を行なう従業者は、上記のほか、下記に該当する者も可(減算有)
 - 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者
 - 旧全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者
 - 旧知的障害者外出介護従業者養成研修修了者
- ※重度訪問介護従業者養成研修修了者は、一時的にやむを得ない場合となるため、指定時には認めない。

※重度訪問介護(次のいずれかに該当)

- 居宅介護と同(減算無)
- 重度訪問介護従業者養成研修修了者

※同行援護を行なう場合(次のいずれかに該当)

- 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
- ※相当するものと認める研修
 - ・長崎県知事が指定した視覚障害者移動等支援研修
 - ・ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づき実施したガイドヘルパー養成研修
 - ・視覚障害者移動介護従事者養成研修
- 居宅介護の従事者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者
- 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者またはこれに準ずる者
- 地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員(令和3年3月31日までの経過措置)(減算有)

※行動援護を行なう場合(次のいずれかに該当)

- 行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を要件

として、知的障害者（児）または精神障害者に対する介護等の実務経験が1年以上必要

- 平成18年厚生労働省告示538号第1条第1、2、3、8、13、19項に加え、知的障害者（児）または精神障害者に対する介護等の実務経験が2年以上（令和2年度までの経過措置）

3. 設備に関する基準

- 事業運営のための専用の区画

- ・利用申込みの受け付け、相談等に対応するスペース（プライバシーに配慮）
- ・他の事業所と同一の事務室でも可
- ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮

（設備・備品一覧表等）

4. 運営に関する基準

- 1 運営規程

- ① 事業の目的及び運営の方針

- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容

- ③ 営業日及び営業時間

- ④ 指定居宅介護等の内容及び支給決定障害者から受領する費用の額

- イ 居宅介護等の内容

身体介護、家事援助、通院介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護

- ロ 利用料（市町村が定める額）

- ハ その他の費用（支払を受ける場合にのみ規定する）

・通常の実施地域外の交通費等

- ⑤ 通常の事業の実施区域

- ⑥ 緊急時等における対応方法

- ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にはその種類

（ 特定無し 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
 難病等対象者）

- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項

- ⑨ その他運営に関する重要事項（研修の機会の確保、守秘義務について等々）

- 2 苦情処理体制（苦情を受け付けるための窓口の設置等）

- ・苦情受付担当者
- ・苦情解決責任者